

平成 27 年第 1 回定例会 （平成 27 年 2 月 18 日）

**桶川北本水道企業団
議 会 会 議 録**

桶川北本水道企業団議会

平成27年第1回桶川北本水道企業団議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
議事日程	2
第 1 号 (2月18日)	
出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	3
職務のため出席した者の職氏名	3
開会及び開議の宣告	4
議事日程の報告	4
諸報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
日程の追加	5
議会運営委員会委員の選任について	5
企業長の一般報告	5
委員長報告	7
企業長提出議案の上程、説明	7
一般質問	17
中村洋子君	18
第1号議案に対する質疑、討論、採決	23
第2号議案に対する質疑、討論、採決	23
第3号議案に対する質疑、討論、採決	24
第4号議案に対する質疑、討論、採決	25
特定事件の閉会中の継続審査の申し出について	32
閉会の宣告	33

桶川北本水道企業団告示第2号

平成27年第1回桶川北本水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年2月10日

桶川北本水道企業団

企業長 石津賢治

1. 日 時 平成27年2月18日(水) 午前9時30分
2. 場 所 桶川北本水道企業団西庁舎大会議室

平成27年第1回桶川北本水道企業団議会定例会日程

議事日程

平成27年2月18日

1. 会議録署名議員の指名
2. 会期の決定
3. 企業長の一般報告
4. 委員長報告
5. 企業長提出議案の上程、説明
6. 一般質問
7. 議案の質疑、討論、採決
 - (1) 第1号議案
専決処分の承認を求めることについて（桶川北本水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について）
 - (2) 第2号議案
専決処分の承認を求めることについて（桶川北本水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について）
 - (3) 第3号議案
平成26年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について
 - (4) 第4号議案
平成27年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算について
8. 特定事件の閉会中の継続審査の申し出について

平成27年第1回桶川北本水道企業団議会定例会

平成27年2月18日（水曜日）

○出席議員（9名）

1番	中村洋子君	2番	工藤日出夫君
3番	島村美貴子君	5番	現王園孝昭君
6番	伊藤堅治君	7番	島野和夫君
8番	佐藤洋君	9番	新島光明君
10番	臼田喜之君		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

企業長	石津賢治君	副企業長	小野克典君
事務局長	林博之君	事務局次長兼給水課長	倉金眞基君
総務課長	小高清隆君	業務課長	新井秋男君
施設課長	小島稔君	浄水課長	荒蒔政明君

○職務のため出席した者の職氏名

書記 堀 和 行 書記 小 林 聡

午前 9時44分 開 会

△開会及び開議の宣告

○議長（臼田喜之君） 定足数に達しておりますので、平成27年第1回桶川北本水道企業団議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△議事日程の報告

○議長（臼田喜之君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しておりますので、ご了承ください。

△諸報告

○議長（臼田喜之君） 日程に先立ちまして、議長より諸報告をいたします。

高野和孝議員が平成27年2月10日をもって関係市の議員の職を辞しましたので、桶川北本水道企業団規約第6条第3項の規定により、当企業団議会議員の職を失いましたことを報告いたします。

△会議録署名議員の指名

○議長（臼田喜之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長より指名いたします。

2番 工 藤 日出夫 議員

3番 島 村 美貴子 議員

の両名を指名いたします。

△会期の決定

○議長（臼田喜之君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（臼田喜之君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

△日程の追加

○議長（臼田喜之君） 日程の追加を議題といたします。

お諮りいたします。高野和孝議員の失職に伴い、議会運営委員会委員に欠員が生じたので、議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（臼田喜之君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

△議会運営委員会委員の選任について

○議長（臼田喜之君） お諮りいたします。議会運営委員会委員につきましては、議会運営委員会条例第3条の規定により、議長より島村美貴子議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（臼田喜之君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました島村美貴子議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

△企業長の一般報告

○議長（臼田喜之君） 日程第3、企業長より一般報告について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

企業長。

○企業長（石津賢治君） おはようございます。

本日ここに、平成27年第1回桶川北本水道企業団議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には公私ともご多忙のところご参会いただきまして、厚く感謝申し上げます。

それでは、議案の提出に先立ちまして、一般報告を申し上げます。

初めに、業務の状況について申し上げます。

水道事業経営は、給水人口並びに配水量の推移に深くかかわりますが、平成27年1月末の

給水人口は14万3,810人で、前年同期と比べ367人減となっております。

配水量及び有収水量は、一般用から臨時用まで全ての用途にて減少となりまして、昨年4月から今年1月までの間で、配水量は1,354万5,402立方メートル、前年同期比21万3,335立方メートル、1.6%の減少、有収水量は1,217万5,698立方メートル、前年同期比34万8,051立方メートル、2.8%の減少となりました。この結果、給水収益は前年度比で3.1%減少となりました。

次に、附属機関の委員の委嘱について申し上げます。

企業団の附属機関であります情報公開・個人情報保護審議会及び審査会の委員について、平成26年10月20日から2年間の任期で15名の皆様に委員の委嘱をいたしました。

また、公務災害補償等認定委員会及び審査会の委員について、平成26年11月1日から3年間の任期で8名の皆様に委員の委嘱をいたしました。

次に、職員採用試験について申し上げます。

職員採用試験は、第1次の筆記試験を昨年10月に、第2次の面接試験を11月に行い、3名が新規採用職員として4月より入庁予定であります。

次に、ダイレクト型制限付き一般競争入札について申し上げます。

本年度も、設計価格1,000万円以上の工事を対象に最低制限価格制度を設け実施し、現在までに15件の開札を行い、契約締結しております。

次に、第11号取水井改修工事について申し上げます。

健全な水資源の確保として、中丸浄水場系の深井戸で同一敷地内に新たに掘り替え整備をするもので、昨年7月18日に入札が行われ、年度内の竣工に向けて順調に工事が進んでおります。

次に、圏央道に伴う配水管布設工事につきまして申し上げます。

今年度の工事は、前年度繰り越し工事を含め8工区を予定しております。うち、7工区が年度内完成となり、1工区が翌年度へ繰り越しとなる予定でございます。

最後に、石綿セメント管更新事業について申し上げます。

石綿セメント管更新事業の今年度の事業の内訳は、桶川市内4件、北本市内3件、更新距離2,429メートルで、1件が完成しており、ほか6件につきましては契約工期2月20日に完成予定であります。これにより、未更新距離は約1万7,800メートルとなり、全体の82.1%を更新したところであります。

以上をもちまして、企業団の主要な事項についてご報告申し上げます。

依然として企業団の経営環境は厳しいものがありますが、職員とともに一致協力して、安全・安心な水の供給に努めてまいりますので、今後ともよろしくご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。一般報告とさせていただきます。

△委員長報告

○議長（臼田喜之君） 日程第4、委員長報告を行います。

議会運営委員会委員長より行政視察の報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。

工藤日出夫議員。

○議会運営委員長（工藤日出夫君） それでは、議長の許可をいただきましたので、報告を申し上げます。

報告書の1ページをごらんいただきたいと思います。

1、実施期間、平成26年10月16日から17日。

2、調査地、兵庫県淡路広域水道企業団及び奈良県生駒市上下水道部でございます。

3、4、5につきましては、お手元の資料のとおりでございます。

6、調査事項、水道事業の経営全般について。1、事業概要について、2、水源について、3、有収率向上対策について、4、震災対策について、5、業務委託について、6、水道事業の課題についてでございます。

なお、この詳細につきましては、お手元に配付してございます報告書をご参照いただきたいと思います。

以上で桶川北本水道企業団議会、水道事業行政視察調査結果の報告とさせていただきます。以上です。

△企業長提出議案の上程、説明

○議長（臼田喜之君） 日程第5、企業長提出議案を一括上程いたします。

第1号議案から第4号議案を議題とし、提案理由の説明を企業長に求めます。

企業長。

○企業長（石津賢治君） 本日も提案申し上げ、ご審議をいただきます議案につきまして、順次その概要をご説明申し上げます。

第1号議案 専決処分の承認を求めることについて（桶川北本水道企業団議会の議員の議

員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について) 申し上げます。

本案は、議会議員の期末手当の支給割合を0.15月分引き上げ、年間4.1月とするものでございます。平成26年12月1日に地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同法第179条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものであります。

次に、第2号議案 専決処分の承認を求めることについて(桶川北本水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について) 申し上げます。

本案は、企業長及び副企業長の期末手当の支給割合を0.15月分引き上げ、年間4.1月とするものでございます。第1号議案と同様、平成26年12月1日に専決処分いたしましたので、本定例会にて報告し、その承認を求めるものであります。

次に、第3号議案 平成26年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算(第1号)について申し上げます。

第2条は、収益的支出において、原水及び浄水費、配水及び給水費及び業務費が予定した額に達しない見込みとなったため減額補正をするとともに、消費税に不足を生じたので増額補正するものでございます。

第3条は、資本的収入において、関係市負担金及び工事負担金が予定した額に達しない見込みとなったため、減額補正をするものでございます。

資本的支出においては、建設改良費の石綿セメント管更新事業費、配水設備費、工事請負費、原浄水設備改良費、配水設備改良費、事務費及び営業設備費が予定した額に達しない見込みとなったため、減額補正をするものでございます。

第4条は、債務負担行為の限度額を減額補正するものでございます。

第5条は、職員給与費に不足を生じたので、増額補正するものでございます。

次に、第4号議案 平成27年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算について申し上げます。

我が国の経済情勢は、昨年4月の消費税引き上げ以降、個人消費が大きく落ち込み、景気回復が足踏み状態となっておりましたが、その後の雇用情勢の改善や原油安の影響等もあり、現在は穏やかな回復基調となっております。

しかしながら、当企業団では配水量の減少が続いており、給水収益が大きく減収となっております。さらに、施設の老朽化が進んでおり、今後の膨大な更新事業費を考えますと、将来の経営環境は非常に厳しいものと予測されます。

こうした環境のもと、平成27年度予算にありましては、今まで以上の経常経費の節減に努め、事業費については地域水道ビジョンに基づく中長期的な視点に立った施設更新計画を実施し、健全な事業運営を維持するように努めまして予算編成を行ったところでございます。

予算第2条の業務の予定量は、給水件数は6万1,170件、年間総配水量は1,587万3,100立方メートル、1日平均配水量4万3,369立方メートルであります。また、主要な建設改良事業といたしまして、石綿セメント管更新事業を5億3,929万3,000円としたところであります。

第3条収益的収支では、収入は31億19万2,000円、前年度比13.40%減少、支出は27億8,135万2,000円、前年度比10.21%減少となりました。

収入においては、営業収益、営業外収益ともに減少となり、特別利益も大きく減少しております。

支出においては、営業費用、営業外費用ともに減少となり、特別損失も大きく減少しております。

第4条資本的収支では、収入は1億7,910万4,000円、前年度比34.38%減少、支出は16億3,072万円、前年度比2.45%増加となりました。

収入においては、関係市負担金及び分担金は増加しておりますが、工事負担金が減少しております。

支出では、工事請負費、原浄水設備改良費、配水設備改良費、事務費、営業設備費及び企業債償還金は減少しておりますが、石綿セメント管更新事業費、配水設備費及び配水支管整備費が増加しております。

第5条は継続費の総額及び年割額、第6条は一時借入金の限度額、第7条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費の額、第8条は他会計からの補助金、第9条はたな卸資産購入限度額をそれぞれ定めたところでございます。

以上をもちまして、本定例会に提出いたしました議案の説明は終わりますが、事務局に補足して説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（臼田喜之君） 総務課長。

○総務課長（小高清隆君） おはようございます。

それでは、議案の補足説明をさせていただきます。

初めに、第1号議案 専決処分の承認を求めることについて（桶川北本水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について）申し上げます。

本案は、議会議員の特別給であります期末手当の支給割合を0.15月分引き上げ、年間4.1月とするものでございます。平成26年11月19日に開催いたしました議会運営委員会でご協議をいただき、両市の議会で期末手当の引き上げ条例が可決した後、当企業団においても12月の手当支給に間に合うよう条例改正を行うことといたしました。

このため、議会を開くいとまがございましたので、議会運営委員会にて地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分とすることをご承認いただきまして、平成26年12月1日に専決処分いたしましたので、同法第179条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものであります。

次に、第2号議案 専決処分の承認を求めることについて（桶川北本水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について）申し上げます。

本案は、企業長及び副企業長の特別給であります期末手当の支給割合を0.15月分引き上げ、年間4.1月とするものでございます。

こちら、第1号議案と同様に、議会を開くいとまがございましたので、平成26年12月1日に地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同法第179条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものであります。

次に、第3号議案 平成26年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

補正予算書をごらんいただきたいと思います。

初めに、1ページですが、第2条、第3条の補正科目につきましては、企業長が提案理由で申し上げたものでございます。

補正額の内訳につきましては、次の予算実施計画で申し上げます。

なお、第3条は補正によりまして予算第4条本文括弧書き中に記載の資本的収支の不足額及び補てん財源額に変更がありましたので、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額13億1,876万6,000円を11億7,715万1,000円に、消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,632万7,000円を6,236万5,000円に、過年度分損益勘定留保資金9億2,535万2,000円を7億8,769万9,000円に改めるものでございます。

2ページにまいりまして、第4条でございますが、債務負担行為として定めました浄配水場運転管理業務委託について、限度額を1億1,016万円に補正するものでございます。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、（1）職員給与費で

ございますが、給与制度改革により不足額が生じたので、147万1,000円増額し、6億5,127万7,000円とするものでございます。

次に、3ページにまいりまして、補正予算実施計画でございます。

予算科目で款、項、目となっております目の科目で申し上げてまいります。

営業費用の1、原水及び浄水費でございますが、委託料や修繕費で落札率による不用額の発生や受水費の減少により3,134万6,000円減額し、11億9,766万1,000円でございます。

2、配水及び給水費でございますが、委託料及び修繕費の減少により2,120万円減額し、2億8,489万9,000円とするものでございます。

次に、4、業務費でございますが、委託料で落札率による不用額の発生や電算機のプログラム変更等がなかったことにより、100万円減額の1億3,976万円とするものでございます。

次に、営業外費用の2、消費税でございますが、平成26年度決算見込み結果に基づき消費税が不足となるため、1,663万7,000円増額いたしまして3,560万円とするものでございます。

支出合計額は30億6,063万1,000円になるところでございます。

次に、4ページにまいりまして、資本的収入及び支出になります。

まず、収入から申し上げます。同じく目のところで申し上げます。

関係市負担金でございますが、落札率による工事費の減少により240万円減額し、1,068万円とするものでございます。

次に、工事負担金でございますが、公共下水道工事に伴う配水管の布設替工事が減少となりまして、8,325万6,000円減額し、1億3,479万9,000円にするものでございます。

資本的収入の合計は1億8,726万5,000円になるところでございます。

続きまして、支出でございます。

1、石綿セメント管更新事業費でございますが、落札率による工事費や設計委託料での不用額の発生等により4,607万5,000円減額し、3億5,311万円にするものでございます。

次に、2、配水設備費でございますが、工事の延期や落札率による工事費の減少等により3,500万円減額し、1億4,607万5,000円にするものでございます。

次に、4、工事請負費ですが、受託による布設替工事の減少等により1億1,087万2,000円減額し、7,518万8,000円にするものでございます。

次に、5、原浄水設備改良費ですが、落札率による不用額の発生により1,080万円減額し、1億3,626万9,000円とするものでございます。

次に、6、配水設備改良費ですが、工事の延期や落札率による不用額の発生、また公共下

水道工事に伴います舗装復旧工事が不要となりまして、1,186万4,000円減額し、1億7,481万円にするものでございます。

次に、7、事務費ですが、委託料で落札率による不用額の発生等により672万円減額し、4,392万9,000円にするものでございます。

次に、8、営業設備費ですが、備品購入費で落札率による不用額の発生により594万円減額し、5,350万1,000円にするものでございます。

資本的支出の合計は13億6,441万6,000円となるところでございます。

次に、5ページでございます。

債務負担行為に関する調書でございますが、浄配水場の運転管理業務委託について、平成27年分から平成29年分までの3カ年での支払義務発生予定額を1億1,016万円と予定したところでございます。

次に、6ページの予定キャッシュ・フロー計算書でございますが、資金期末残高を23億5,617万2,000円と予定したところでございます。

以上で第3号議案の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、第4号議案 平成27年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算について申し上げます。

こちらは、配付してございます予算書によりまして説明させていただきます。

予算書の1ページから2ページにかけましては、ただいま企業長のほうで提案理由にて申し上げさせていただいておりますので、若干文書について補足説明をさせていただきますと、2ページの第4条の本文でございますが、資本的収入が支出に対して不足いたします14億5,161万6,000円の補てん財源といたしまして、消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,062万円、減債積立金3億1,709万5,000円及び過年度分損益勘定留保資金10億5,390万1,000円にて補てんするという内容でございます。

第5条が、継続費といたしまして、中央管理室制御設備更新工事と同工事の施工管理委託について、総額及び年割額を定めたところでございます。

第6条が一時借入金の限度額、第7条が議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、(1)の職員給与費で3億1,633万8,000円、(2)の交際費、こちらは企業長交際費及び議長交際費の合計額といたしまして45万円でございます。

第8条が、他会計からの補助金といたしまして、児童手当に要する経費について、桶川市及び北本市の一般会計より水道事業会計に繰り出しを受けるものでございます。

第9条がたな卸資産購入限度額、水道メーターの購入分でございますが、5,386万3,000円と定めたところでございます。

続きまして、4ページにまいりまして、平成27年の予算実施計画でございます。

款、項、目となっております目の科目で申し上げてまいります。

初めに、収益的収入及び支出の収入、給水収益でございますが、26億3,781万4,000円で、前年度比6,794万9,000円、2.51%の減少でございます。

次に、受託工事収益は4,539万9,000円で、前年度比2,650万7,000円、140.31%の増加でございます。

次に、分担金が1億369万2,000円で、前年度比619万1,000円、6.35%の増加でございます。

次に、公共下水道負担金が6,461万7,000円で、前年度比142万円、2.15%の減少でございます。

次に、その他営業収益は199万3,000円で、前年度比5万8,000円、3%の増加でございます。

次に、受取利息及び配当金が198万9,000円で、前年度比64万2,000円、24.52%の減少でございます。

次に、他会計補助金が191万6,000円で、前年度比39万円、16.91%の減少でございます。

次に、長期前受金戻入が2億1,790万9,000円で、前年度比1,065万9,000円、4.66%の減少でございます。

次に、雑収益が609万8,000円で、前年度比2万4,000円、0.39%の減少でございます。

次に、その他特別利益が1,876万5,000円で、前年度比4億3,117万2,000円、95.83%の減少でございます。

次に、5ページにまいりまして、支出でございますが、原水及び浄水費が12億1,942万6,000円で、前年度比1,181万6,000円、0.96%減少でございます。

次に、配水及び給水費が3億2,734万7,000円で、前年度比2,521万円、8.34%増加でございます。

次に、受託工事費が4,569万5,000円で、前年度比2,498万5,000円、120.64%増加でございます。

次に、業務費が1億4,235万8,000円で、前年度比863万3,000円、6.46%増加でございます。

次に、議会費が583万3,000円で、前年度比22万3,000円、3.98%増加でございます。

次に、総係費が1億8,554万3,000円で、前年度比320万5,000円、1.7%減少でございます。

次に、減価償却費が7億2,053万2,000円で、前年度比4,042万円、5.94%増加でございます。

次に、資産減耗費が4,131万5,000円で、前年度比8,586万7,000円、67.52%減少でございます。

次に、支払利息及び企業債取扱諸費が5,651万円で、前年度比1,190万8,000円、17.4%減少でございます。

次に、消費税が1,067万7,000円で、前年度比828万6,000円、43.7%減少でございます。

次に、雑支出が132万2,000円で、前年度比20万円、17.83%増加でございます。

次に、その他特別損失が1,979万4,000円で、前年度比2億9,477万7,000円、93.71%減少でございます。

次に、予備費が500万円で、こちらは前年同額でございます。

次に、6ページにまいりまして、資本的収入及び支出の収入でございますが、負担区分による負担金が1,474万4,000円で、前年度比166万4,000円、12.72%増加でございます。

次に、工事負担金が1億1,992万1,000円で、前年度比9,813万4,000円、45%減少でございます。

次に、分担金が4,443万9,000円で、前年度比265万3,000円、6.35%増加でございます。

次に、7ページにまいりまして、支出でございますが、石綿セメント管更新事業費が5億3,929万3,000円で、前年度比1億4,010万8,000円、35.1%増加でございます。

次に、配水設備費が2億6,291万5,000円で、前年度比8,184万円、45.2%増加でございます。

次に、配水支管整備費が8,698万3,000円で、前年度比3,253万6,000円、59.76%増加でございます。

次に、工事請負費が1億5,870万1,000円で、前年度比2,735万9,000円、14.7%減少でございます。

次に、原浄水設備改良費が1億3,176万4,000円で、前年度比1,530万5,000円、10.41%減少でございます。

次に、配水設備改良費が1億903万4,000円で、前年度比7,764万円、41.59%減少でございます。

次に、事務費が1,996万5,000円で、前年度比3,068万4,000円、60.58%減少でございます。

次に、営業設備費が497万円で、前年度比5,447万1,000円、91.64%減少でございます。

次に、企業債償還金が3億1,709万5,000円で、前年度比999万2,000円、3.05%減少でございます。

次に、8ページから9ページにかけては、平成27年度の水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。一会計期間における現金及び預金の増加及び減少を、それぞれ業務活動、投資活動及び財務活動の3つに区分してあらわしたものとなっております。

一番下でございます資金の期首残高、期末残高は、平成26年度及び平成27年度の貸借対照表の現金及び預金の額と一致したのとなっております。

続きまして、10ページは給与費明細書でございます。括弧書きは再任用短時間勤務職員の外書きで、平成27年度は3名の予定でございます。一般職の職員数は42名で、3名増加でございます。

給料は614万5,000円の増加となっております。

手当につきましては、1,129万3,000円の減少ですが、平成26年度より会計制度改正に伴い、期末勤勉手当のうち当年度以外の期間分については引当金として計上することとなりまして、平成26年度については、6月支給のうち過年度の期間である平成25年12月から平成26年3月分は特別損失にて引当金を計上し、また翌年度の平成27年6月支給の期末勤勉手当のうち、当年度の期間に当たる平成26年12月から平成27年3月の期間分についても引当金として計上したため、平成26年度のみ期末勤勉手当の引当金の額が多くなっております。このため、平成27年度の手当が減少となります。

法定福利費は184万円の増加でございます。

下の表は、手当の内訳ごとの増減額をあらわしたのとなっております。

次に、11ページは給料及び手当の増減額の明細でございます。

給料の614万5,000円の増加でございますが、給料改定による増減分といたしまして36万1,000円の増加、昇給に伴う増加分といたしまして186万8,000円の増加、その他の増減分といたしまして391万6,000円の増加となっております。

手当につきましては、前のページでも申し上げましたが、制度改正による賞与引当金の繰入額が1,564万4,000円ほど減少となりまして、手当全体でも減少となっております。

次に、12ページにまいりまして、給料及び手当の状況でございます。

職員1人当たりの給与、平成27年1月1日現在と平成26年1月1日現在の企業職の平均給料及び平均給与の月額、平均年齢等を記載してございます。平成26年1月1日は、給与の減額が実施されておりましたので、低い金額となっております。

(2) の初任給でございますが、こちら桶川市、北本市と同額となっているところでございます。

13ページにまいりまして、級別職員数でございますが、平成27年1月1日現在、平成26年1月1日現在のそれぞれ級別の在職しております職員の人数、構成比でございます。下段のほうは、企業職員の級別の標準的な職務内容を記載したものでございます。

14ページにまいりまして、昇給でございます。前年度は昇給に係る職員数37名、本年度は39名となるところでございます。

特殊勤務手当でございますが、給料総額に対する比率が全職員に対して0.01%、技術職員に対して0.02%、それと1人当たりの平均支給額で1,000円となっております。主な手当といたしまして、緊急出動手当となっております。

15ページにまいりまして、期末手当・勤勉手当でございますが、支給率は前年度より0.15月分増加となっており、両市とも同率でございます。括弧書きは再任用職員の支給率で、こちらも前年度より0.05月分増加となっております。

(7) の退職手当でございますが、勤続年数の区分ごとに国の制度と比較したものでございます。

(8) のその他の手当につきましては、桶川市、北本市とのそれぞれの異同を記載してございます。

16ページにまいりまして、継続費に関する調書でございますが、浄水場間の監視制御を行います中央管理室制御設備の更新工事と同工事の施工管理委託について、平成27年度からの2カ年の継続事業として年割額等を定めたものとなっております。

その下の債務負担行為に関する調書でございますが、平成26年度に契約いたしました浄配水場運転管理業務について、平成27年度以降の支払義務発生予定額を記載いたしております。

17ページから19ページにかけましては、平成27年度の予定貸借対照表でございますが、こちらは平成28年3月31日現在の財政状況をあらわしているものでございます。

19ページの6の資本金ですが、126億6,595万8,000円で、平成26年度末より40億5,647万2,000円増加となっておりますが、こちらは平成26年度末の未処分利益剰余金のうち、資金の裏づけのない平成26年度分の長期前受金戻入額2億1,298万円と、既に減価償却が終わっている資産部分に対応した長期前受金を一括で利益剰余金に振りかえたもの35億1,645万円と、減債積立金を企業債償還にて取り崩したものを利益剰余金に振りかえたもの3億2,708万7,000円の合計を資本金に組み入れることにより増加する予定のものでございます。

7の剰余金の(2)利益剰余金の口、当年度未処分利益剰余金5億5,215万5,000円ですが、このうち実際に補てん財源となり得る資金の裏づけのある利益剰余金は1,715万1,000円となっております。

次に、20ページから21ページにかけましては、平成26年度の予定損益計算書となりまして、こちらは平成26年4月1日から平成27年3月31日までの経営成績の予定をあらわしたものでございます。

21ページの5行目になりますが、当年度純利益といたしまして4億5,671万2,000円を予定いたしましたところでございますが、このうち2億1,298万円につきましては長期前受金戻入額となっております。

次に、22ページから24ページにかけましては平成26年度の予定貸借対照表となりまして、平成27年3月31日現在の財政状況をあらわしたものでございます。先ほど、17ページの平成27年度予定貸借対照表のところでもご説明申し上げましたが、24ページの下から5行目の当年度未処分利益剰余金、43億27万6,000円と非常に大きな金額となっておりますが、このうち資金の裏づけがございません40億5,647万2,000円につきましては、資本金に組み入れる予定でございます。

次に、25ページから26ページにかけましては注記でございますが、財務諸表を作成するに当たり採用しました会計処理の基準及び手続を注記として開示したものとなっております。

以上で、予算書の説明を終わりとさせていただきます。

第4号議案の説明はここまでとさせていただきます。

以上をもちまして、補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(臼田喜之君) ここで暫時休憩いたします。再開は午前10時40分をお願いしたいと思います。

(午前10時26分)

○議長(臼田喜之君) 休憩を解いて会議を再開いたします。

(午前10時39分)

△一般質問

○議長(臼田喜之君) 日程第6、一般質問を行います。

◇ 中 村 洋 子 君

○議長（臼田喜之君） 中村洋子議員の質問を許可いたします。

中村洋子議員。

○1番（中村洋子君） おはようございます。

議長のご指名により、通告に従い一般質問をいたします。

一般質問の前に、2月10日に辞職された、長年企業団議員として活動された高野議員に敬意を表したいと思います。

では、件名1、災害を想定した訓練にどのようなものがあるのか。

要旨1、行政区と連携して実施している事。要旨2、企業団独自で実施している事。伺いたいと思います。

東日本大震災後、災害対策が見直されておりますが、大雨、台風、あるいは雪、きょうの夕方からあしたの朝にかけて雪が降るといふふうにやはり言われておりますが、そういった災害に対して訓練はなされているのかどうか伺いたいと思います。

件名2、平成20年に提出した国への意見書が反映されているか。

要旨1、圏央道工事費と補償金の金額と割合について。要旨2、工事实績からの現在までの進捗状況を伺いたいと思います。

資料の配付を要請しておりますが、よろしく願いいたします。

地元負担が工事費の金額によって甚大になってしまうことが想定され、平成20年に国土交通省に対してこちらの企業団から議員の意見書を提出させていただきました。その結果、どのように反映されたのか伺います。

以上、1回目、質問終わります。よろしく願いします。

○議長（臼田喜之君） 中村洋子議員の1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小高清隆君） 質問事項1、要旨1についてお答えさせていただきます。

当企業団では、毎年、桶川市及び北本市において実施しております防災訓練に参加しております。給水タンク車、臨時給水栓の展示や飲料水袋の配布等を行い、災害時における応急給水について市民の皆様へPRを行っております。また、耐震管の模型を展示いたしまして、大地震に備えた管路の耐震化に取り組んでいることについてもあわせて市民の皆様へPRさせていただきます。

水道は、市民生活に欠かすことのできない重要なライフラインでありますので、今後も両市と連携を図りながら、応急給水体制の整備に取り組んでいきたいと考えております。

次に、要旨2についてお答えさせていただきます。

昨年度までは、年1回給水タンク車の操作訓練を行っていましたが、今年度より訓練内容を大幅に見直しまして、より実践的な応急給水訓練を実施いたしました。

具体的には、中丸浄水場内にて給水タンク車と車載用の給水タンクを使用した応急給水訓練や、配水池から直接飲料水を取水することを想定しました、発電機と水中ポンプを使用した注水訓練等を行いました。

また、係長以上の職員を対象としまして震災時招集訓練を実施いたしました。こちらは、休日の朝8時に震度4の地震が発生したと想定しまして、土曜日の午前中に訓練を行ったものでございますが、参加した17名の職員全員が徒歩または自転車にて、連絡を受けてから1時間半以内に集まることができました。事前に周知した上での訓練でしたが、構成市以外に住んでいる職員もいる中、予想以上に早く集合することができました。

今年度より新たな取り組みとして始めた訓練でございますが、今後も訓練内容の見直しを図りながら、災害に備え、より実践的な訓練を実施していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（臼田喜之君） 施設課長。

○施設課長（小島 稔君） 質問事項2につきましてお答えいたします。

答弁に先立ちまして、議長に資料の配付の許可をいただきたいと思っております。

○議長（臼田喜之君） 資料の配付を許可いたします。

[資料配付]

○施設課長（小島 稔君） それでは、改めまして質問事項2、要旨1につきましてお答えいたします。

圏央道工事費と補償金の金額と割合でございますが、配付いたしました資料1、工事費及び補償額一覧表をごらんください。

表中、平成26年度については、5件の工事請負契約を締結しておりますが、このうちの1件は今月2月4日に契約締結をしておりますして、公共補償契約については今後の契約となりますことから、お配りいたしました資料では契約件数としましては除いております。

圏央道築造工事に伴います配水管布設工事につきましては、平成21年度より着手いたしております。着手から平成27年2月18日現在、40件の工事請負契約及び公共補償契約を締結し

ており、設計額13億582万3,500円に対しまして、請負契約額10億3,419万8,400円、請負率79.2%となっております。

工事費の内訳は、圏央道関連工事に並行して、企業団の将来に向けての管網を構築するため、浄水場間をバックアップする新たな送水管布設等を含めた工事で、自己資金を投資して行いました配水設備費が3億2,020万1,784円、公共補償対象となります工事請負費が7億1,399万6,616円となっており、工事請負費に対しまして補償額5億9,466万9,632円、補償率83.29%となっております。

また、配水管布設工事実施設計委託に要しました費用についても、建設雑費として2,544万2,555円の補償を受け、合計で6億2,011万2,187円の補償契約額となっております。

公共補償につきましては、平成21年第1回定例会におきまして、圏央道建設に伴う水道管移設費用負担に関する意見書の提出についてご議決をいただき、関係各位宛て意見書を提出いたしました。また、桶川、北本両市議会におきましても同様にご議決をいただき、意見書を提出していただいております。補償協議がスムーズに進められましたことは、意見書の提出が有意義であったと感じております。

次に、要旨2につきましてお答えいたします。

資料2といたしまして、布設延長一覧表をお配りいたしました。年度別、口径別にまとめております。圏央道関連工事予定といたしましては、圏央道本線築造の関連として桶川市上日出谷地内から国道17号線加納地内までの区間、桶川加納インターチェンジ築造の関連として桶川市坂田地内、坂田派出所付近から桶川高校入口交差点までの県道川越栗橋線及び北本市内のふれあい通りや桶川市内のべに花ふるさと館周辺を予定し、予定延長は1万585メートルでございます。

平成26年度予定しております工事が完成いたしますと、布設延長累計は9,629メートルとなり、進捗率といたしまして91%となるところでございます。

以上でございます。

○議長（臼田喜之君） 2回目の質問を許可いたします。

中村洋子議員。

○1番（中村洋子君） 件名1について、行政区ごとに行政と連携してというところでは年に1回の訓練、防災訓練のときに行っているという回答がありました。また、企業団独自では、出勤から自転車で、道路が交通がストップしたことを想定しながら訓練を行ったということで具体的に説明がありました。やはり災害のときの状況を想定して実地訓練というのは、非

常に有効かというふうに思っております。

また、その際に、地域の方たちと連携してどのように訓練が行われるのかということも、やはり実際に災害があったときには、命の水が皆さんに行き届かないという状況も考えられます。そういった面で、桶川、北本の浄水場を中心とした、そういったところに給水車、あるいは給水活動ができるのかどうか、またその地域との連携をどのように図っていくのかというところで、実地訓練で見えてきた課題について、2回目、伺いたいと思います。

圏央道に対しては、やはり意見書が有効に活用され、8割の、83.29%の補償が受けられたということは非常に大きな、圏央道工事にとって桶川北本水道企業団の負担がやはり減らされたというか補償されたということでは、有効に活用したということはわかりました。

また、27年度についての契約についてはこれからのなのでということで、ここに実際には数字が出ていないんですけれども、差し支えなかったら教えていただきたいと思います。

また、今後の状況としては、100%27年度で完了というところでは予定どおり進むのかどうか、その点、2回目、伺いたいと思います。

以上です。

○議長（臼田喜之君） 中村洋子議員の2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小高清隆君） 2回目の質問にお答えさせていただきます。

今回実施しました応急給水訓練から幾つかの課題が見えてきました。

まず、給水タンクをトラックの荷台に積載し、そこから臨時給水栓にホースで接続して給水を行おうとしましたところ、臨時給水栓の高さがトラックの荷台の高さより低いと、給水タンク内の水位が一定以上ないと自然流下での給水が難しいことがわかりました。

また、企業団のトラックの最大積載量は1,000キログラムであり、現在所有しております給水タンクの容量が1立方メートルと2立方メートルのため、車載する場合は満水にできない状況となっております。このため、平成27年度の予算にて容量0.5立方メートルの車載用給水タンクと臨時給水栓、こちらの給水栓は高さが低いものとなっておりますが、この2つがセットになったものを5つほど予算措置させていただきました。

また、訓練中、発電機や水中ポンプ、給水タンク車の取り扱いや運転に手間取る職員も見られました。特に給水タンク車はマニュアル車のため、若い職員に運転がふなれな者が多くいました。各機器の運転操作を含め、迅速な応急給水活動を実施するためには日ごろの訓練

が非常に重要であることを再認識したところでございます。

将来的には、行政区や地域と連携した訓練も必要と考えておりますが、まずは企業団が単独で災害時を想定した訓練を実施し、職員一人一人が災害発生時に迅速で適切な応急給水活動ができるようにすることが最優先であると考えております。

今後も、毎年の訓練結果を踏まえまして、課題等を解決して応急給水体制を整備していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（臼田喜之君） 施設課長。

○施設課長（小島 稔君） 圏央道関連工事の平成27年度の予定でございますが、工事発注、あるいは公共補償契約につきましては、工事発注後の大宮国道事務所との協議となりますことから、本日の段階では金額については確定はしておりません。

また、平成27年度圏央道関連工事予定といたしましては、J R 高崎線、現在の二ツ家踏切付近でございますが、軌道下の推進工事及びJ R 高崎線に近接しました東西両側を予定しております。

予定路線につきましては、既設管といたしまして県道東松山桶川線の歩道部に埋設されております配水管の布設替工事となります。そのことから、県道道路改良工事に合わせての施工を考えております。完成いたしますと、桶川市上日出谷地内から加納地内までの配水管網が構築され、圏央道関連工事は完了となる予定でございます。

以上でございます。

○議長（臼田喜之君） 中村洋子議員。

○1番（中村洋子君） 回答漏れがあるんですけども、4つの浄水場、桶川、北本の浄水場を中心とした給水活動とか、地域との関連というのは回答がなかったと思うんですが、わかる範囲でお願いしたいと思います。

○議長（臼田喜之君） 総務課長。

○総務課長（小高 清隆君） 現在、企業団のほうで行っております応急給水活動というのは、全域を対象として行っているものでございますが、先ほども申し上げましたが、将来的には行政区や地域との連携、また現在4カ所浄配水場がございますので、このブロックごとに応急給水活動等を、そういう体制も考えていく必要があるかとは思っておりますので、今後訓練を進めていく中で、いろいろな問題点とか改善点とかが出てくるかと思っておりますので、そういうことを1つずつ解決しながら、踏まえながら、応急給水活動のほうを整備してまいりた

いと思っています。

以上でございます。

○議長（臼田喜之君） 以上をもちまして、中村洋子議員の質問を終了いたします。

これにて一般質問は終了いたしました。

△第1号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（臼田喜之君） 日程第7、議案の質疑、討論、採決を行います。

第1号議案 専決処分の承認を求めることについて（桶川北本水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

次に、討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（臼田喜之君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第1号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（臼田喜之君） 起立全員であります。

よって、第1号議案 専決処分の承認を求めることについて（桶川北本水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について）は、原案のとおり承認されました。

△第2号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（臼田喜之君） 次に、第2号議案 専決処分の承認を求めることについて（桶川北本水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

次に、討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（臼田喜之君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第2号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（臼田喜之君） 起立全員であります。

よって、第2号議案 専決処分の承認を求めることについて（桶川北本水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について）は、原案のとおり承認されました。

△第3号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（臼田喜之君） 次に、第3号議案 平成26年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の通告がありましたので、質疑を許可いたします。

中村洋子議員。

○1番（中村洋子君） 補正予算書の4ページの工事請負費2億1,805万5,000円の布設替工事減ということでの説明がありましたが、この内容、内訳と理由をもう少し具体的に聞かせてください。お願いします。

○議長（臼田喜之君） 施設課長。

○施設課長（小島 稔君） 議案質疑、補正予算書4ページ、工事請負費1億1,087万2,000円減額の内訳と理由についてお答えいたします。

内訳といたしましては、圏央道関連工事で3,158万円、公共下水道関連工事で6,636万2,000円、久保区画整理地内関連工事で1,293万円の減額補正をするものでございます。

減額理由でございますが、圏央道関連工事については、圏央道本体築造工事に合わせ、配水管布設工事の施工を見込んでおりましたが、一部の予定箇所が施工できる状況に至りませんでした。

公共下水道関連工事については、平成26年度当初予算では公共下水道工事に伴う布設替えを実施するために予算計上しておりましたが、既設水道管が支障となることはなく、布設替えの必要性がなくなり、減額補正をするものでございます。

久保区画整理地内関連工事については、舗装道掘削として概算額を算出し、予算計上いたしました。実際の施工では土の状態で行うことができ、工事費が低額となりましたことで不用額が生じ、減額補正をするものでございます。

以上でございます。

○議長（臼田喜之君） 2回目の質疑を許可いたします。

中村洋子議員。

○1番（中村洋子君） 結構でございます。

○議長（臼田喜之君） 失礼しました。

以上をもちまして、中村洋子議員の質疑を終了いたします。

質疑を終結いたします。

次に、討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（臼田喜之君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第3号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（臼田喜之君） 起立全員であります。

よって、第3号議案 平成26年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

△第4号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（臼田喜之君） 次に、第4号議案 平成27年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算についてを議題といたします。

質疑の通告がありましたので、順次質疑を許可いたします。

通告1番、中村洋子議員。

○1番（中村洋子君） 予算内訳書の中から質疑をしたいと思います。

6ページの県営水道受水費なんですけれども、やはり3年間の量と受水量は適正かということで、県の受水量、立方メートルというところでは増えているのか減っているのかというところでの質疑です。よろしくお願ひします。

それから、7ページの臨時水質検査委託ということでは、臨時のどういった水質検査があったのかというところでの質疑、お願ひします。

それから、15ページ、貸倒引当金繰入、水道料不納欠損額192万6,000円ということこちらに書いてありますが、やはりその状況をどう分析するのか伺いたしたいと思います。

それから、16ページ、過年度分固定資産除去費ということでは、新たな特別損失のところ

での項目なのですが、この内容説明をお願いしたいと思います。

以上4点です。お願いします。

○議長（臼田喜之君） 中村洋子議員の1回目の質疑は終わりました。

執行部の答弁を求めます。

浄水課長。

○浄水課長（荒蒔政明君） 予算内訳書の6ページ、1. 原水及び浄水費中の受水費になりますが、埼玉県営水道受水費の過去3年間の量と、受水量は適正なのかについてお答えいたします。

県営水道の受水量は、平成24年度から本年度、26年度まで同じ数値で、年間予定受水水量1,307万1,300立方メートルでございました。これに対しまして、平成27年度では1,310万1,500立方メートルと、過年度より3万200立方メートル多い数値となっております。これにつきましては、平成27年度はうるう年ということで1日多いため、この分を上乗せさせていただいたことに加え、自己水の運用状況も考慮して適正に算出させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（臼田喜之君） 施設課長。

○施設課長（小島 稔君） 議案質疑2番でございます。

予算内訳書7ページ、臨時水質検査委託についてお答えいたします。

配水管布設工事、あるいは漏水修繕工事の施工に際しましては、水をとめてから行うことが多く、通水には気をつけておるところでございます。しかしながら、断水を伴う工事になりますと、時には水の濁りなどが発生してしまう場合がございます。排水作業を行い、濁りを解消した後に水道をご使用いただいておりますが、ご不安になられる方がおられます。このような方から水質検査依頼がありました際に、安全を確認し、安心して水道をお使いいただくために行う水質検査の検査費用でございます。

以上でございます。

○議長（臼田喜之君） 総務課長。

○総務課長（小高 清隆君） 質疑の3番目、予算内訳書の15ページ、貸倒引当金繰入額192万6,000円はどう分析するかについてお答えさせていただきます。

こちらの貸倒引当金繰入額は、全額が水道料金の不納欠損額となっております。会計制度の改正に伴いまして、将来発生が見込まれる特定の損失については、引当金として計上する

こととなったものでございます。

平成27年度の水道料金収入に対し、直近3カ年の欠損率の平均値を乗じて引当金の額を算出しております。平成27年度は0.073%の率にて算出してしております。料金収納業務を委託し、未収金の縮減を図っている効果もございまして、非常に低い欠損率を維持し、不納欠損額も年間200万円ほどの金額で推移している状況でございます。

給水収益が低迷している状況でございますので、今後も効率的な滞納整理業務を遂行し、現在の欠損率を維持してまいりたいと考えております。

次に、質疑の4番目、予算内訳書の16ページ、過年度分固定資産除却費の説明についてお答えさせていただきます。

新会計制度の移行に伴いまして、固定資産台帳の精査を行いましたところ、消火栓や配水管の一部において、既にその後の配水管布設替工事により撤去され、存在していないはずの資産が除却されずに固定資産台帳に残っていることが判明いたしました。ほとんどが既存の配水管に後から消火栓を設置した箇所や、東京電力、NTTや公共下水道などの工事の支障となるため部分的に配水管の切り回しを行った箇所において、固定資産台帳がその路線の配水管の固定資産台帳と分かれて管理されていたため、その後の配水管の布設替工事のさいに除却されずに残ってしまったものでございます。

既に資産が存在せず、過年度の期間の除却費用となりますので、特別損失にて1,979万4,000円の費用を計上させていただきました。また、除却に合わせまして、長期前受金戻入額が生じますので、こちらは特別利益にて1,876万5,000円を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（臼田喜之君） 2回目の質疑を許可いたします。

中村洋子議員。

○1番（中村洋子君） ありがとうございます。2回目、質疑させていただきます。

3年間の量ということでは、3年間同じという状況があつて、1日分の多い分だけだという状況なんです。使用量としては県水で間に合っているのかどうか、2回目、質疑したいと思います。

また、臨時水質検査については、濁りを検査をするということで、市民に対して言われたときの状況ということで、市民からの状況、そういった濁りはどうかということの質問というか問い合わせがなければ、こういったことは発生しないのかどうかという点について伺いたいと思います。

15ページの貸倒引当金繰入金については、やはり不納欠損額が200万毎年出ているという状況の中では、やはり非常にそういった面での水道料の今の価格という点ではどういうふう
に分析するのか伺いたいと思います。

また、16ページの固定資産除去については、台帳と分かれていてなかなか見つけにくい、
そういった中でのこういった除去費がかかったということで、今後、やはりこういったこと
が見込まれるのかどうか、また対策はあるのかどうか、2回目、伺いたいと思います。

また、この予算の説明なんですけれども、これまでは予算書と合わせて、内訳書に対する
説明を行っていたかと思うんですけれども、やはり年1回のこういった水道議会なので、よ
りわかりやすく説明を要望したいと思います。

以上です。

○議長（臼田喜之君） 中村洋子議員の2回目の質疑は終わりました。

執行部の答弁を求めます。

浄水課長。

○浄水課長（荒蒔政明君） 中村議員の2回目の質疑に対してお答えいたします。

使用量は県水だけで間に合っているのかどうかというようなご質疑でしたが、配
水量の説明のほうを申し上げますと、配水量なんですけれども、今年度の1月末現在での1
日平均配水量、年間でなくて1日平均ということのほうが数字が小さいのでおわかりになり
やすいかと思いますので、1日平均ということでご説明申し上げます。

1日平均配水量は約4万4,300立方メートルでございました。このうち、自己水は最大浄
水量の2割程度を抑えた1日平均9,000立方メートルという数値を目安に運用を考えており
ます。よって、4万4,300立方メートルから9,000立方メートルを差し引いた3万5,300立方
メートルが県水というようなこととなります。

なお、受水量ですが、過去3カ年の1日平均受水量は約3万5,800立方メートルですので、
ほぼ配水量と同じ数値となります。

以上のように、まず自己水の運用状況を第一に考慮し、過年度の配水量を参考に、適正な
数値を算出し、受水量を決定させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（臼田喜之君） 施設課長。

○施設課長（小島 稔君） 議案質疑、臨時の水質検査委託につきましての2回目のご質疑に
お答えいたします。

水道法に定められております水質検査につきましては、別途予算計上し、実施しております。工事等により突発的に発生いたしました濁り水に対しましては、ご連絡、お問い合わせをいただいたときには担当職員が伺い、状況を説明し、その場で残留塩素測定を行い、消毒されている水道水であることをお話しいたしますと安心される方が多く、これまで実際に臨時水質検査を行ったことはございませんが、検査依頼がありましたときに、担当窓口であります施設課で迅速に対応させていただくために予算計上させていただいているものでございます。

以上でございます。

○議長（臼田喜之君） 総務課長。

○総務課長（小高清隆君） 貸倒引当金の水道料金の不納欠損額でございますが、こちら大体年間200万円程度の金額となっておりますが、現在の水道企業団の水道料金収入に対するの比率は、先ほども申し上げましたように、0.07%と非常に小さい数値となっております。この割合に関しましては、近隣の水道事業体と比較してもかなり低い率となっております、近隣の高いところと比べますと約3分の1程度の欠損率となっております。

現在の水道料金の金額に対してこの欠損率が適正かどうかということは何とも言えませんが、非常に近隣と比べても低い割合を維持している状況でございますので、決して水道料金が高いということはないかと考えております。

次に、固定資産の除却費ですが、こちらの除却漏れにつきましては、非常に古い資産等が多かったため、固定資産台帳も古く、結果として新たに水道管の布設替工事を行う際、一部、部分的に切り直し工事を行った配水管の固定資産や、あとから消火栓を設置した箇所、こちらの固定資産が除却漏れとなってしまったものでございます。

現在、固定資産台帳のほうも新しくなりまして、またマッピングシステム、こちらのほうも整備いたしておりますので、今後はこういう除却漏れが発生しないよう、担当職員のほうもきちっと資産の管理をし、また布設替工事の際、こういった漏れがないように進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（臼田喜之君） 以上をもちまして、中村洋子議員の質疑を終了いたします。

続いて、通告2番、佐藤洋議員。

○8番（佐藤 洋君） 8番、佐藤でございます。

内訳書の7ページのところで修繕費ということでございますけれども、配給水管等の漏水

修理というのが出ております。これは管工事組合のほうに委託をされているかというふうに思いますけれども、現状の漏水対策の流れについてご説明をお願いします。

以上です。

○議長（臼田喜之君） 佐藤洋議員の1回目の質疑は終わりました。

執行部の答弁を求めます。

施設課長。

○施設課長（小島 稔君） 予算内訳書7ページ、修繕費、配給水管漏水修理につきましてお答えいたします。

現状の漏水対策の流れ、管工事組合の委託につきまして、あわせてお答えいたしたいと思っております。

漏水修理の現状といたしましては、漏水のご連絡をいただきましたときには、管工事組合にて受け付け及び漏水の状況、漏水現場の安全確認を行い、漏水当番事業者へ連絡をし、修繕工事を施工しております。工事完了後提出されます修理伝票を確認し、修繕費から執行しております。

昨年度、平成25年度におきましては、漏水発生件数519件、修繕費といたしまして5,530万円、今年度1月末現在でございますが、漏水の発生件数395件、月平均約40件の漏水が発生しております、4,150万円の修繕費の執行となっております。

漏水修繕に関係いたします管工事業協同組合への業務委託といたしましては、漏水受け付けと修繕について一括で漏水受付修繕等業務委託といたしまして随意契約を締結しており、受付業務委託につきましては、同じページ、7ページでございますが、配水及び給水費委託料の予算からの執行となっております。

以上でございます。

○議長（臼田喜之君） 2回目の質疑を許可いたします。

佐藤洋議員。

○8番（佐藤 洋君） 今のお答えで大体流れは把握をいたしました。ただ、水道企業団と管工事組合という関係を考えてみますと、漏水が24時間いつ起きるかわかりません。本来ならば、水道事業の中の全体を当企業団で責任を持ってやるものを、やはり委託という形で管工事組合に出してやっていただいている。そういう意味でいえば、水道の中で根幹をなす大事な事業かなというふうに思います。

近年、今回でいいますと、いつも事務局長さんが管工事組合のほうに行って、向こうの事

務長みたいなこともしながら、密接な関係を持ちながらやってきたと。しかし、ここ数年、ちょっと関係がぎくしゃくしたところがあって、昨年3月末で事務長さんが交代をして、新たな形になった。そういう意味でいえば、先ほど僕が冒頭で言った円滑な関係を結びながら水道事業の発展に寄与していくということでは、お互いに考え方、将来の目的、そういうものは私は一致をするものだというふうに思っております。そういう意味で、24時間、昼夜の分け隔てなく、漏水が発生すれば、それを自分の管工事組合の協同組合に参加している方に頼んでいくというのがこの漏水の対策だと思います。

それで、実は管工事組合のほうの内訳でいいますと、私がいただいた資料では、平成12年に実は35社、組合の企業がございました。35社のうち、桶川が21社、そして北本が14社でございます。ところが、残念ながら平成26年4月現在で、組合員数が18社に激減しております。桶川は13社、そして北本が5社でございます。考えてみますと、先ほど言いましたように、24時間の受付体制の中で、夜、夜中、朝、組合員数が半分に実はなっております。これは、企業のほうの高齢化という問題もあるでしょうし、いろいろ原因があるかというふうに思いますけれども、この数そのものがかなり減少化していますので、管工事組合のほうでもこの対策についてはやはり苦慮しているかなと思います。そういう意味では、組合の会社の数を増やしていくという努力はもちろんだというふうに思っています。

それで、何か数カ月前に管工事組合のほうから企業団のほうに要望書というんですか、何かそういうものが提出をされたということも聞いております。そういう意味で、先ほど言いましたように、企業団と管工事組合は水道事業に対しては表裏一体となった大事な関係だというふうに思っています。そういう意味で、これを支えている管工事組合の要望等について今後どのように受けとめて、また一緒に協議をしていくか、そういうことを2回目の質問とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（臼田喜之君） 佐藤洋議員の2回目の質疑は終わりました。

執行部の答弁を求めます。

施設課長。

○施設課長（小島 稔君） 2回目のご質疑にお答えいたします。

佐藤議員さんお話のとおり、今現在、管工事業協同組合加盟の業者数がかなり少なくなっている状況でございます。そのような中で、漏水修繕につきましては、桶川市、北本市、各1店舗ずつの当番制をとっていただき、中には漏水の発生がない日もあれば、1日のうちに

複数の漏水が発生してしまう日がございます。そのようなときは、管工事業協同組合職員の方が、組合員の少ない中、漏水修繕に回れるかどうか各工事事業者に連絡をとり、対処していただいております。工事事業者におきましては、当日の日程を変更し、漏水修繕に当たっていただき、迅速に対応するとともに、漏水現場の安全を図っていただいておりますことに対しまして感謝いたしております。

お話にありましたように、管工事業協同組合よりいろいろと要望が出されております。全て希望に沿うことは難しいこととは思いますが、個々の要望について企業団といたしましてどこまで歩み寄れるのか検討してまいりたいと思います。

また、管工事業協同組合職員の方々、あるいは加入していただいております工事事業者さんには、これまで以上により一層の努力をしていただくこともあろうかと思いますが、メリット、魅力ある組合となることで、今後加入事業者がふえ、よりよい方向へと向かうことができればと思っております。

以上でございます。

○議長（臼田喜之君） 以上をもちまして、佐藤洋議員の質疑を終了いたします。

質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（臼田喜之君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第4号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（臼田喜之君） 起立全員であります。

よって、第4号議案 平成27年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

△特定事件の閉会中の継続審査の申し出について

○議長（臼田喜之君） 日程第8、特定事件の閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、所管事項につきまして、会議規則第102条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査にすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（臼田喜之君） ご異議なしと認め、議会運営委員会委員長からの申し出につきましては、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

△閉会の宣告

○議長（臼田喜之君） 以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

これにて平成27年第1回桶川北本水道企業団議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午前11時31分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 白 田 喜 之

署 名 議 員 工 藤 日 出 夫

署 名 議 員 島 村 美 貴 子

参 考 资 料

議 案 の 審 査 結 果

企業長提出議案

議 案 番 号	件 名	審 査 結 果	
		月 日	結 果
1	専決処分の承認を求めることについて（桶川北本水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について）	2月18日	原案承認
2	専決処分の承認を求めることについて（桶川北本水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について）	2月18日	原案承認
3	平成26年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について	2月18日	原案可決
4	平成27年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算について	2月18日	原案可決

